

ＥＣＯ２プロジェクト 活用ブック

参加登録・各種申込・お問い合わせはこちらまで！

電 話：0257-23-5170

事務局：柏崎市 環境課 環境政策係（クリーンセンター内）

F A X：0257-24-4196

Eメール：kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

目次

第1章	はじめに	
1	エコ ^エ CO ² プロジェクトとは	3
2	全体の流れ	3
3	参加登録できる事業所	4
4	E ^エ CO ² メール	4
5	E ^エ CO ² ポイント	4
6	E ^エ CO ² ポイント譲渡	4
第2章	対象行動の紹介	
1	対象行動の紹介とポイント	5
第3章	対象設備・消耗品等	
1	対象設備・消耗品等の紹介	10
2	購入時の確認・注意事項	14
第4章	補助金申請	14

第1章 はじめに

1 エコ2プロジェクトとは

エコロジーとエコノミー、2つのエコを目指します

「ECO2プロジェクト」は柏崎市が独自に行っている取り組みです。
低炭素社会をめざすエネルギーと環境のまちの実現のため、
「環境（エコロジー）」と「経済（エコノミー）」が調和したまちづくりを
目指し、事業者の皆さんと活動しています。

事業者の環境への取り組みを応援します

事業者の方が環境活動を行うことで、事業者のPRや地域貢献の場として
活用いただけます。さらに貯めたポイントを利用して省エネ設備や環境に寄与
する物品を購入することで、事業所からの環境負荷の低減や光熱水費の削減に
も寄与することができます。

令和4年度
目標達成!!

低炭素社会を目指して

ECO2は、**参加登録事業者数300事業者**、ECO2によるCO₂の
削減量1,000トンを目標として掲げています。

対象行動による削減のほか、省エネ設備の入れ替えを推奨し、より環境負
荷の少ない社会を目指します。

2 全体の流れ

参加登録

「柏崎市ECO2プロジェクト参加登録申請書」を環境課まで提出ください。後日、
「ECO2登録証」と「認定証」をお送りします。

※柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金の申請時にあわせてECO2プロジェクトに
登録する場合は、ECO2プロジェクト様式(第1号様式)の提出は不要です。

対象行動に参加

ECO2プロジェクトの対象となっている、環境活動に参加してポイントを貯
めましょう！対象行動の案内はECO2メールでお知らせします。

ポイント付与

参加した対象行動に応じたポイントが付与されます。
ポイントの有効期限は、3年間です。

対象物品等の購入

貯まったポイントをきっかけに対象設備・消耗品等を購入しましょう！
対象設備は市内事業者から購入してください。

補助金申請

貯めたECO2ポイントは、対象設備等購入後に「ECO2プロジェクト補助
金」として1ポイント=1円で市に申請することができます。

3 参加登録できる事業者

市内事業者が参加登録できます

営利法人、非営利法人にかかわらず参加登録できます。
本市に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業主が対象となり、
本店、支店それぞれが参加登録できます。

※柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金の申請にあわせてECO2プロジェクトに登録する場合は、ECO2プロジェクト様式（第1号様式）の提出は不要です。

4 ECO2メール

ECO2プロジェクトや環境に関する情報をお届けします

対象行動の案内や各種お知らせをECO2メールによりお知らせします。
いただいた連絡先は本事業に関する業務以外には使用しません。
アドレスをお持ちでない事業者には、メールの内容を郵送でお送りします。

5 ECO2ポイント

対象行動を行うとECO2ポイントが付与されます

事業者のポイントは、ホームページやECO2メールでお知らせします。
ECO2プロジェクト参加登録証に記載されている「登録番号」により、
事業者ごとのポイントを知ることができます。

登録番号	ポイント数
777	12,050



【注意】

- ポイントは付与された年度から3年後の年度末に失効します。
- 期限を過ぎると失効となるので、ご注意ください。
- 失効ポイントはポイント一覧表でお知らせします。

6 ECO2ポイント譲渡

貯めたポイントは、他の事業者に譲渡することもできます

ECO2登録事業者間では、ポイントを譲渡することができます。
ポイントを譲渡する事業者は、「柏崎市ECO2ポイント譲渡届出書」を
提出してください。



【注意】

- 譲渡されたポイントはその年度に失効しますので、年度内で使用してください。

第2章 対象行動の紹介

※「◎」がついている対象行動について

柏崎市LED等省エネ設備導入促進支援補助金を活用する場合、ポイントは付与対象外となります。

- 1 対象行動の紹介とポイント
対象行動は全部で**20種類**あります。

(1) ◎ECO2プロジェクトへの参加登録

内 容	【ECO2プロジェクトに参加登録する】 ・柏崎市ECO2プロジェクト参加登録申請書を提出してください。
付与ポイント	5,000p

(2) ◎環境経営システムの取得

内 容	【環境経営システムを取得する】 ・参加登録時または環境経営システムを取得した時に、取得したことがわかる登録証の写しなどを提出してください。
備 考	対象の環境経営システム ①ISO14001 ②エコアクション21 ③KES ④エコステージ ※KESはステップ2から、エコステージはステージ2からが対象です。
付与ポイント	50,000p

(3) ◎新規登録事業者の紹介

内 容	【事業者の紹介により新たな事業者が参加登録する】 ・紹介した事業者のポイントが付与されます。
付与ポイント	1事業者につき5,000p

(4) ECO2セミナーへの参加

内 容	【ECO2プロジェクトの活用セミナーに参加する】 ・事前に参加申込書を提出してください。 (例：対象行動、ポイント活用方法など)
付与ポイント	1事業者につき1,000p 登録事業者間で共同申込した場合、1事業者につき2,000p

(5) ◎柏崎市リサイクル協力店の認定

内 容	【資源物の店頭回収を行う「リサイクル協力店」に認定される】 ・認定については環境課（TEL：23-5170）にお問い合わせください。
付与ポイント	20,000p

(6) 清掃活動等への参加

内 容	<p>【市の案内する海岸清掃や独自で清掃活動を行う】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市から案内する清掃活動（青海川海岸清掃、西山町美石地クリーンデー）や事業者が独自で行う清掃活動が対象です。 ・独自実施の場合、事前に参加申込書、実施後に実績報告書を提出してください。
付与ポイント	1, 000 + (100 × 参加者) p 【年間上限10, 000 p】

(7) ノーマイカーウィーク&エコドライブモニター（年2回）への参加

内 容	<p>【ノーマイカーウィーク又はエコドライブモニターに参加する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤時等におけるCO₂排出の削減を意識してみませんか？ ・実施時期：春と秋の各1週間（事務局から案内があります。） ・事前に参加申込書、実施後に実績報告書を提出してください。 			
付与ポイント	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>①基礎ポイント</p> <p>7,500 ポイント</p> <p>※エコドライブ モニターのみの場合 3,000 ポイント</p> </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>②参加者数加算ポイント ノーマイカーウィーク</p> <p>参加者数×50 ポイント</p> <p>エコドライブモニター</p> <p>参加者数×25 ポイント</p> </td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> <p>③ポイント年間上限</p> <p>30,000 ポイント</p> <p>※エコドライブ モニターのみの場合 10,000 ポイント</p> </td> </tr> </table> <p>※ノーマイカーウィークは、連続参加するとさらに+2, 500 p</p>	<p>①基礎ポイント</p> <p>7,500 ポイント</p> <p>※エコドライブ モニターのみの場合 3,000 ポイント</p>	<p>②参加者数加算ポイント ノーマイカーウィーク</p> <p>参加者数×50 ポイント</p> <p>エコドライブモニター</p> <p>参加者数×25 ポイント</p>	<p>③ポイント年間上限</p> <p>30,000 ポイント</p> <p>※エコドライブ モニターのみの場合 10,000 ポイント</p>
<p>①基礎ポイント</p> <p>7,500 ポイント</p> <p>※エコドライブ モニターのみの場合 3,000 ポイント</p>	<p>②参加者数加算ポイント ノーマイカーウィーク</p> <p>参加者数×50 ポイント</p> <p>エコドライブモニター</p> <p>参加者数×25 ポイント</p>	<p>③ポイント年間上限</p> <p>30,000 ポイント</p> <p>※エコドライブ モニターのみの場合 10,000 ポイント</p>		

(8) 緑のカーテンプロジェクトへの参加

内 容	<p>【緑のカーテンプロジェクトに参加する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アサガオやゴーヤなど、つる性の植物による緑のカーテンを育てましょう。緑のカーテンで室温の上昇を抑えることにより、CO₂排出の削減につながります。 ・募集時期：5月中旬（事務局から案内があります。） ・事前に参加申込書、実施後に実績報告書を提出してください。
付与ポイント	5, 000 p

(9) エコドライブ講習会の開催

内 容	<p>【従業員へのエコドライブ講習会を実施する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球にも車にも優しいエコドライバーを目指しましょう！ ・実施後に報告書を提出してください。
備 考	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所様の各種研修の機会にぜひご活用ください。 ・講師は、環境課職員等が行います。時間は約30分です。 ・実施の際は事務局にお問い合わせください。
付与ポイント	<p>1開催につき5, 000 + (100 × 参加者) p</p> <p>登録事業者間で共同実施した場合、各事業者に10, 000 + (100 × 参加者) p</p> <p>【年間上限20, 000 p】</p>

(10) 市民節電所モニター

内 容	【市民節電所モニターに参加する】 ・事業所の電気使用量、都市ガス使用量を削減し、CO ₂ 排出の削減を目指しましょう。前年同月よりも削減できた分はさらにポイントが加算されます。 ・開催時期：冬季開催（事務局から案内があります。） ・事前に参加申込書、実施後に実績報告書を提出してください。
付与ポイント	5,000 + (1kwh 節電につき25 + 都市ガス 1 m ³ の削減につき100) p 【年間上限25,000 p】

(11) 再生可能エネルギーによる発電電力量

内 容	【自社に設置している再生可能エネルギーによる発電電力量を報告する】 ・事業所に設置している再生可能エネルギー（太陽光発電等）の年間発電量をとりまとめ、実績報告書を提出してください。
付与ポイント	1kWh の発電につき3 を乗じたポイントを付与 【年間上限30,000 p】

(12) eco検定取得

内 容	【環境社会検定試験（eco検定）に合格する】 ・東京商工会議所主催の、eco検定に合格しましょう。環境に関する知識を幅広く身に付けることができます。
備 考	・実施期間や方法は、東京商工会議所のHPをご覧ください。 ・ポイント付与時には、以下の書類を提出してください。 ① eco検定合格証の写し ② 合格者の名刺や社員証の写し
付与ポイント	合格者1人につき3,000 p

(13) 環境マネジメントシステムの報告

内 容	【ECO2が対象にしている環境経営システムを報告する】
備 考	・募集時期：1月～3月（事務局から案内があります。） ・ECO2プロジェクトが対象にしている環境経営システムを取得している事業者は、審査時等に作成している環境報告書を提出することによりポイントが付与されます。 【対象：ISO14001、EA21、KES、エコステージ】
付与ポイント	環境経営システムによる報告 5,000 p

(14) 環境活動の報告

内 容	【ECO2プロジェクト以外で取り組んでいる環境活動を報告】 ・事業者が独自に取り組んでいる環境活動がありましたら報告してください。 (例：地域のクリーン活動、省エネ行動など)
備 考	・募集時期：1月～3月（事務局から案内があります。） ・事務局が作成した報告書の様式で提出いただくとポイントが付与されます。
付与ポイント	ECO2報告書 5,000p 登録事業者間で共同実施した活動が含まれる場合、10,000p

(15) 環境賞等の受賞

内 容	【環境に関連する賞を受賞する】 ・官公庁や企業などが実施している、環境に寄与する賞を受賞されましたらお知らせください。ECO2通信などでPRいたします。
備 考	例：第四銀行「だいし環境格付」、「新潟県環境賞」など ・受賞した年度内に事務局までお知らせください。 ※賞状等受賞したことがわかるものの写しが必要です。 ・受賞した賞がポイントの対象になるか不明な点は、お問い合わせください。
付与ポイント	10,000p

(16) 新潟県地球温暖化防止活動推進員認定

内 容	【新潟県地球温暖化防止活動推進員に認定される】
備 考	・新潟県地球温暖化防止活動推進員とは 日常生活における温暖化防止の取組を促進するため、地域の学生や世帯の方たちへ、意識啓発の取組を行う方たちです。 推進員に認定された方は、研修などにより環境への知識を深めていただきます。旅費や謝金等は新潟県環境保全事業団から支給されます。 ・興味をお持ちの方は、お気軽に事務局にお問い合わせください。 ・推進員を輩出する事業者には、毎年ポイントが付与されます。 ・募集時期：2月～3月（事務局から募集案内があります。）
付与ポイント	1人につき毎年30,000p

(17) 環境リーダー養成講座受講

内 容	【新潟県環境リーダー養成講座に参加する】 ・講義は全3日間、県内環境団体から座学による授業等を経て、修了証をもらいます。 ・募集時期：6月～8月（事務局から募集案内があります。） ・受講したら修了証と社員証（または名刺等）の写しを提出してください。
付与ポイント	1人につき3,000p

(18) 省エネ診断受診

内 容	【省エネ診断を受診する】 ・省エネルギーセンターなどが実施している省エネ診断を受診すると、省エネの方法や、経費削減につながるアドバイスを受けることができます。 ・省エネ診断を受診した年度内に診断報告書を提出してください。
付与ポイント	3,000p

(19) 省エネ診断受診後の設備導入

内 容	【省エネ診断受診後に、結果を反映して設備の入れ替えを行う】 ・省エネ診断を受診した後に、その結果を反映して設備の入替えを実施した事業者にはさらにポイントが付与されます。 ・募集時期：省エネ診断受診後1年後以内 ・省エネ診断を受診した1年以内に設備を導入してください。
付与ポイント	10,000p

(20) アイデア提供

内 容	【ECO2プロジェクトに関するアイデアが採用される】 ・ECO2プロジェクトに関するアイデアがありましたら、アイデア提案書を提出してください。事務局で検討後、アイデアが採択されるとポイントが付与されます。 (例： ・対象行動の〇〇を拡充してほしい ・〇〇を対象物品に追加できないか など)
付与ポイント	1採用につき5,000p

第3章 対象設備・消耗品等

1 対象設備・消耗品等の紹介

(1) 再生可能エネルギー設備

<項目の要件>

- ①設備の設置場所において、周辺環境への影響を与えないこと
- ②CO₂の排出削減効果があること

NO	項目	対象設備	説明
1	再生可能エネルギー設備	太陽光発電設備	<p>太陽光を利用するため、発電過程においてCO₂を排出しない、クリーンな発電設備です。発電した電気は、自社で使用することができるので、環境にも経営にもやさしいシステムです。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光電池モジュールは、中立・公正な第三者機関の認証を受けていること。
2		木質ペレットボイラー	<p>木質ペレットを燃料とする温水ボイラーです。油焚ボイラーと同等の効率を安定して発揮します。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス利用率が80%以上であること。 ・機器のメンテナンス体制、バイオマス燃料の供給体制が整備されていること。
3		木質ペレットストーブ	<p>木質ペレットを燃料とするストーブです。窓から見えるやさしい炎が素敵な空間を演出します。 ※事業者向けペレットストーブ購入補助金があります。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス利用率が80%以上であること。 ・機器のメンテナンス体制、バイオマス燃料の供給体制が整備されていること。
4		薪ストーブ	<p>薪を燃料とするストーブです。 ※高効率高燃焼型のものが対象です。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマス利用率が80%以上であること。 ・機器のメンテナンス体制、バイオマス燃料の供給体制が整備されていること。
5		地中熱利用設備	<p>地中熱は、地下10～15メートルの地中に存在するエネルギーです。地中の温度は年間を通して一定なので、この温度差を利用して効率的な冷暖房等ができます。</p> <p>【設備要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・柏崎市低炭素型創エネ・省エネ機器導入補助金に定める設備のうち、地中熱利用空調・給湯・融雪設備の区分に準じていること。

(2) 省エネルギー設備等


<項目の要件>

- ①設備の設置場所において、周辺環境への影響を与えないこと
- ②CO₂の排出削減効果があること

NO	項目	対象設備	説明
6	省エネルギー設備等	CO ₂ 冷媒ヒートポンプ (エコキュート)	空気熱を利用してお湯を沸かす、環境負荷をおさえた給湯機です。
			【設備要件】 トップランナー基準を達成(省エネ基準達成率100%以上)していること
7		潜熱回収型給湯設備 (エコジョーズ・エコフィール)	ガスの燃焼によって発生する高温の排気を回収し、再利用するため、CO ₂ の削減に大きく貢献します。
			【設備要件】 トップランナー基準を達成(省エネ基準達成率100%以上)していること
8		燃料電池設備 (エネファーム)	都市ガスやLPGから改質器を用いて燃料となる水素を取り出し、空気中の酸素と反応させて発電するシステムです。
			【設備要件】 ・定格運転時の発電出力が0.5kW以上であること。 ・総合効率(低くらい発熱量基準)が80%以上であること。 ・燃料電池の排熱を利用する50ℓ以上の貯湯タンクを有していること。
9		高効率空調設備	インバータや高感度センサーを内蔵しているエアコンです。適切な室温に調節し、省エネを実現します。
			【設備要件】 ・トップランナー基準を達成(省エネ基準達成率100%以上)していること
10		高効率照明設備 (LED照明等)	LED照明は、交換した後の節電効果が大きいため、CO ₂ 削減のほか、オフィス全体のランニングコストの軽減に貢献します。
11		電気自動車 (EV・PHV)	電気で走行する自動車です。走行中にCO ₂ を排出しない、環境にやさしいエコカーです。PHV(プラグインハイブリット)、改造電気自動車も対象です。 ※柏崎市電気自動車等購入補助金もご活用いただけます。

NO	項目	対象設備	説明
12		電 動 バ イ ク	電気で走行するバイクです。ガソリンに比べて静かな走行音がメリットです。
13		エネルギー管理システム	事業所における電気などのエネルギー使用量が一目でわかるシステムです。HEMS（住宅向け）やBEMS（商用ビル向け）ともいいます。 ※省エネナビ・デマンド監視装置・燃費計も対象です。
14		インバータ制御付機器	モーターをインバータ制御付きの機種にすることにより、機能の効率化が見込まれ、設備の省エネが図られます。 ※照明器具は対象外です。
15		省エネ型オフィス機器	<p>パソコン、プリンター、スキャナなど、国際エネルギースタープログラムに適合したオフィス機器が対象です。適合した製品には、右図のマークがついています。</p>  <p>【設備要件】 ・「国際エネルギースタープログラム」に適合した製品であること。</p>
16		省 エ ネ 家 電	<p>家電製品を中心に、省エネ法の目標基準を達成しているかを事業者等がラベルに表示する、「省エネルギーラベリング制度」が日本工業規格によって導入されました。</p> <p>省エネ基準を達成したことを示す、緑色の省エネ性マーク（右図）がついている家電製品が対象です。冷蔵庫、テレビ、電気便座など、多数の製品があります。</p>  <p>※☆の数に関わらず、全額充当することができます。</p>
17		雨水タンク (雨水貯留槽)	雨水を一定期間貯めて置けるタンクのことです。貯めた雨水は植物の水やりに使用することができ、水道使用量の削減に効果があります。

(3) 環境に寄与する消耗品等

NO	項目	対象設備	説明
18	環境に寄与する消耗品等	自転車	<p>近くの移動を自転車で行うことによって、これまで車で移動していた分のCO₂削減に効果があります。また、渋滞の心配もありません。 ※電動アシスト付自転車も対象です。</p>
19		市内バス券	<p>公共交通機関を利用することで、車の使用を控え、CO₂の削減に貢献するほか、市内の活性化にもつながります。 ※定期券はJR、バス共に対象です。</p> <p>【設備要件】 ・定期券は行先を示すことができるものであること。</p>
20		グリーン購入等	<p>グリーン購入とは、製品等を購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。 コピー用紙や文房具、作業服など、グリーン購入法に適合している製品が対象になります。 同一年度内であれば、領収書の合算で請求することができます。 ※購入する際はエコマーク等（右図）を参考にしてください。</p> <div data-bbox="1254 898 1442 1084" style="text-align: right;">  </div> <p>【設備要件】 ・グリーン購入法適合品であることやエコマークの商品であることが示せること。</p>
21		木質ペレット	<p>ペレットボイラーやペレットストーブの燃料に使用する木質ペレットです。</p>
22		樹木・苗木等	<p>事業所等の敷地内に植える樹木や苗木等を対象とします。</p>
23		寄付	<p>ECO2ポイントを利用して購入された設備・消耗品等は寄付ができます。 寄付先との仲介を事務局が行います。</p>

2 購入時の確認・注意事項

- ・対象設備等は、市内事業者から購入を行ってください。
- ・購入した物品等は自社で使用し、譲渡等してはいけません（23. 寄付は除く）。
- ・ポイントの請求は、対象物品等を購入した年度内に行ってください。
- ・他の補助金と併せて申請することができます。



第4章 補助金申請

(1) E C O 2 プロジェクト補助金とは

対象行動によって貯めたポイントは、対象設備・消耗品等を購入した後に、1ポイント＝1円で補助金として、市に申請できます。

(2) 補助金対象経費

補助金の対象経費は、以下のとおりです。

対象経費
物品購入費、運搬費、据付費

対象とならない経費は、以下のとおりです。

非対象経費
消費税及び地方消費税に相当する額、 他の補助金額

(3) 補助金申請用紙

柏崎市E C O 2 プロジェクト補助金申請書兼実績報告書

申請用紙等はホームページからダウンロードいただくか、事務局へお問い合わせください。

※提出書類を揃える際に「対象物品確認書」をご活用ください。提出不要です。

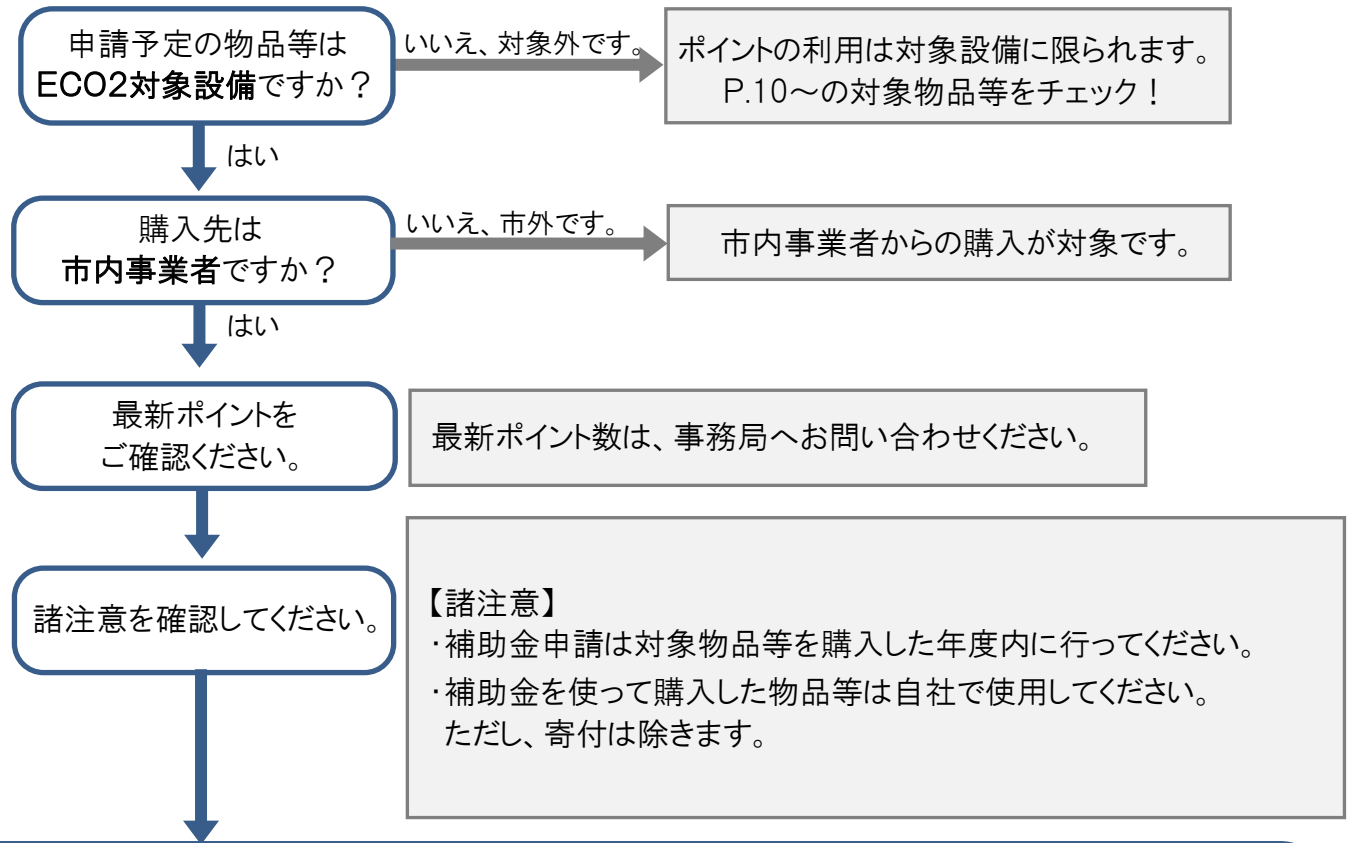
(4) 注意事項

E C O 2 ポイントには使用期限があり、付与された年度から3年後の年度末に失効します。期限を過ぎると失効となりますので、ご注意ください。

失効ポイント、はE C O 2 メールやホームページでお知らせします。

ポイントの請求は、対象物品等を購入した年度内に行ってください。

(5) 申請の流れ



対象物品確認書で提出書類の確認し、事務局へ申請してください。
提出書類は以下のとおりです。

【提出書類】

- ① 柏崎市ECO2プロジェクト補助金申請書兼実績報告書
 - ② 購入した対象物品の領収書の写し
 - ③ 購入した対象物品の写真
 - ④ 購入した対象物品の内容が分かるカタログ等の資料(写しでも可)
 - ⑤ 市税完納証明書【税務課】(発行から3ヶ月以内のもの、コピー不可)
- ※証明発行には代表社印、窓口に来られる方の免許証が必要です。
※複数申請の場合は1通で結構です。

事務局へGO！

ポイント請求・お問い合わせ先

柏崎市 環境課 環境政策係 (クリーンター内)
住所：〒945-0011 柏崎市松波四丁目 13-13
電話：23-5170 (直通) F A X：24-4196
Eメール：kankyo@city.kashiwazaki.lg.jp

- ・事務局へ直接お持ちいただくほか、郵送でも受け付けています。
- ・補助金は、補助金交付決定通知からおおむね 30 日後に指定の口座へお振り込みします。